

福みえ 社え

伝える
つながる
ひびきあう

11

2019 November

No.344

日々のコミュニケーションを大切にしています



いつも寄り添ってくれます！



春の旅行でイチゴをバクッ！

盲養護老人ホーム 梨ノ木園
入居者さんたち

秋の味覚サマを楽しみました



安心して生活できます



職員が熱演するお芝居に思わず笑顔

伊賀市にある「梨ノ木園」は、視覚障がいを持つ人を対象とする三重県下で唯一の盲養護老人ホームです。入居者が安心して生活できるように必要な設備を整え、専門的な知識を習得した職員たちが日常生活をサポートしています。園内では書道、点字、カラオケなどのクラブ活動をはじめ、もちつき大会やお花見などの四季折々の行事、地元の子どもたちとの交流、温泉旅行などさまざまなイベントを行っています。

もくじ

- 特集：社会福祉法人の地域への貢献 2
- 連載：こんなやつとんに ～小地域福祉活動～ vol.4 5
- 連載：ふくしの職場取り組み宣言 第3回 6
- information 7
- ありがとうメッセージ 8



ふれあいネットワーク



社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

特集

社会福祉法人の地域への貢献

社会福祉法人制度改革によって、社会福祉法第24条2項に地域公益活動（＝地域における公益的な取組）が責務として規定されました。

社会福祉法人は、それぞれの地域における福祉課題に対応するために様々な事業に取り組んできましたが、この制度改革の背景には社会福祉法人の地域への貢献が不十分であるといった厳しい批判があったことも事実です。

社会福祉法人による地域における公益的な取組は、単に社会福祉法に位置づけられた責務としてだけ捉えるのではなく、社会福祉法人が本来有する固有の存在意義を具現化するものとして捉えることが重要です。

今回の特集では、従来から地域への貢献を積極的に行っている2つの社会福祉法人の取り組みから、社会福祉法人の地域貢献の実践のあり方を学びます。

社会福祉法人長寿会 なでしこ苑

施設長 中石圭さんとケアマネジャー 前村 麻子さんにお話を伺いました。

地域貢献に力を入れて取り組もうと思ったきっかけ

町内の老人会を行うにあたり、住民からお手伝いを頼まれたことがきっかけの1つにあります。中石施設長が当該地域の住民であったことから、個人として平成24年から活動を始めた。

はじめの3年ほどは、施設長一人で活動を行い、地域に「なでしこ苑のこと」を知ってもらい、職員が地域に入っていける土壌を作っていました。

一方、地域の方にとって介護が必要になったり、病気になったりせずに過ごせることがベストだと考えており、法人が持つ

ノウハウを地域と共有することで、介護予防につながり、住み慣れた地域で自分らしく過ごしていただきたいという思いから法人として地域への公益活動に取り組み始めました。

取り組みの内容

取り組みとしては大きく、①地域のお祭りの準備・施設利用者とお祭りへの参加、②老人会などでの講演・体操教室、③子ども向けのイベントの3つです。

地域での活動を行うこと自体を目的にせず、地域の方との会話から潜在化しているニーズを把握すること、把握したニーズを事業計画やサービスに反映しています。



▲老人会での講演の様子



▼介護予防体操教室の様子



▼こどもの城 キッズ☆おしごと広場での様子

前記のような地域における活動を通じて、介護予防につながれば、住み慣れた地域で過ごし続けられることはもちろん、地域の方の介護サービスの利用が減り、家計における介護サービス利用料の負担も軽減できます。併せて介護保険料や介護保険に充当される公費の低減にもつながります。

取り組みを通じて得られる成果

例年の地域の活動計画	
4月	お花見・芸能大会
5月	老人会出張講座
7月	こどもの城 キッズ☆おしごと広場へのブース出展
8月	鈴の森祭り
11月	花と緑のフェスティバルへの協力、老人会出張講座
12月	老人会出張講座
1月	小学校との交流
3月	老人会出張講座

※この他にも依頼があれば適宜対応されています。

また、住民と顔の見える関係になり、距離が近くなることで地域の方から困りごとを相談してもらいやすくなります。加えて、民生委員や自治会長と連携をすることで地域自体の福祉力向上が期待できます。

一方で、法人にとってのメリットも多くあります。普段は施設の中で業務をしている職員が地域での活動に取り組み、住民とふれあい、直接感謝の言葉や施設の評価を聞くことは、職員にとって施設の外から施設を見つめ直す機会となり、職員の視野を広げることや、視座を高めることにつながります。さらには、自分が働く施設の魅力を感じることができるようではないかと思っています。なお、通常業務の負担にならないよう、なでしこ苑の年間事業計画に公益的取組の活動をあらかじめ組み入れています。そのために、地域の予定を先に把握したり、職員のシフトを調整したりしています。こうした取り組みを通じて、法人の存在が地域の方に認められ、法人の価値を高められるのではないかと考えています。

今後の展望について

なでしこ苑が地域で独立した建物ではないかと思っっています。地域住民、法人、地域の関係者が連携しあうエコシステムを作り、地域をより良くしていきたいと考えています。

また、今後、新規事業を行う際には、合わせてその中に「誰でも気軽に行けて、そこに行けばいつでも誰かがいておしゃべりができる」という場を作りたいと考えています。家から出て、知り合いとおしゃべりするだけでも、大きな介護予防になると思います。こうしたセルフケア能力を高めるためには、今後マンパワーを充当するだけでなく、環境を整備することを通じて、自然にQOL（生活の質）が向上していく仕組みが必要であると考えています。

現在、当法人が行っている公益的な取組が「Ver.1」だとすると、「Ver.2」として環境の面など別の形で地域貢献に取り組んでいきたいと思っています。

社会福祉法人

青山里会

理事長 落合 将則さんにお話を伺いました。

地域貢献の取り組みを始めたきっかけ

本会では、地域福祉活動、コミュニティワーク、コミュニケーション等を通して、「地域へ貢献するための」活動と位置付けています。何かきっかけがあったわけではなく、法人創設当初から社会福祉法人が取り組むべき当然の活動として法人の目的、理念に掲げ、研修を通して職員に浸透させて、職員自身がその必要性を感じて取り組んでいくことが重要であると考えています。

社会福祉法人にとって、職員及び地域住民はステークホルダーであると言う考えから両者が納得できる取り組みを行っていくことが必要と考えています。昭和50年代から理事会と評議員会を設置し、常に地域の声を聞いて運営してきました。

取り組み内容

当法人では8拠点において「地域住民の方と話し合う会」を開催し、地域の福祉ニーズを把握するよう努めています。地域の方との話し合いを通じて見えてくる様々な課題に対して専門的な人的資源を活用して取り組み、法人の専門的機能を活用し、解決に向けて動いています。

具体的な取り組みとして、認知症の方やその家族同士の交流の場を提供する認知症カフェの開設をしています。また、孤立化防止拠点としてコミュニティレストランを開設しています。食事をするだけの場ではなく、居場所となり、他者との交流も行われています。昭和61年に開設した地域交流拠点「小山田地域交流ホーム」では、本会の専門職のスキルを生かし、介護予防体操や健康チェックなどのプログラムを開催しています。

また、職員が法人内だけでなく、職員自身が暮らしている地域にも軸足を置いて活動することで、地域の人的資源となり、その資源を地域が活用することも地域貢献になるのではないかと考えています。

▼小山田地域交流ホームでの血液検査



▲介護予防体操の様子

取り組みを通じて得られる成果

職員が地域の方と顔を合わせることで地域の方との信頼関係を築くことができ、社会福祉事業との相乗効果が期待できます。地域の関係者とのネットワークができていると、地域の様々な問題に対応できると考えています。地域の方と話し合い、連携しながら介護保険制度内のサービスに限らない独自のサービス開発など、多岐にわたる活動を行うことで、「地域の方が住みなれた場所、暮らし続けたい場所」で、豊かに、安心して暮らせる街づくり」を目指せるのではないかと考えています。

今後の展望

「何のための地域貢献事業か」ということを常に意識して取り組んでいます。地域貢献に取り組みのはあくまでも社会福祉法人としての役割を果たすためであって、社会福祉事業自体が継続できなければ意味がありません。

地域の方に本会が取り組んでいる内容を理解してもらい、時には地域の方にサポートしていただくことも大切です。さらに、地域に対するアプローチという両方向での取り組みが好ましいと考えています。今後も地域貢献活動が続けるためには、新たな人材の確保と定着が必要です。そのためには、魅力ある職場を作ることや、職員の業務への取り組みが評価される体制を整備することが必要です。

地域貢献事業、社会福祉事業と分けて考えるのではなく、さまざまな事業の統合を図り地域の課題に取り組んでいくことが必要だと考えます。地域が活性化するためには1つの法人の取り組みだけでは実現できないと思います。システムができれば、それを活用することで地域貢献活動が実施できるのではと考えています。

地域からのニーズは年々変化しますが、地域の方との交流を欠かさず、「頼りがい」のある存在であり続けることを目指しています。

連載

こころなん やとんに

vol.4

小地域福祉活動

この連載では、住み慣れた地域全体で、住民が主体となり互いに支え合う「小地域福祉活動」を紹介します。今回は、川越町における活動を紹介します。

川越町の概要

川越町は、三重県北部に位置し、町の中心より名古屋市まで約30kmの場所にあります。町全体の人口は約15,200人、65歳以上の人口は約2,900人、高齢化率は約19%です。町外からの転入が多く、人口は増加傾向にあり、20〜50代が総人口の約56%を占めています。川越町は10の地区からなり、今回は豊田一色地区の福祉協力員の吉原さんにお話を伺いました。

活動のきっかけ

川越町は面積の小さな町であり、近隣住民同士のつながりが比較的強い地域で、これまで自主的な見守りにより支え合っていました。しかし、高齢化や新しく移り住む方の増加、時代の変化もあり、従来のような見守りを維持・拡大していくことが課題となってきました。また、個別支援活動をしたという声も上がっていました。このよう

な現状を受け、住民ボランティアを増やして、見守りのアンテナを広げる小地域ネットワークの強化を目的に平成28年度から社協が提案した住民の支え合い事業として、福祉協力員の活動がはじまりました。

活動内容

福祉協力員は、「生活・介護支援サポーター養成講座」と「福祉協力員養成講座」を受講された方の中で、活動を行う意思表示をされた方が川越町社協の会長の委嘱を受けて活動しています。配置基準はありませんが、現時点で町内全10地区で50名以上の福祉協力員が活動しています。

具体的な活動内容は、隣近所や組織度の範囲で気になる方、心配な方への見守り、声かけ、訪問等です。地域住民のふだんの暮らしの中でアンテナを張り、情報を把握して支援を必要とする人の早期発見・早期対応を目指しています。

また、定期的に福祉協力員、

民生委員、生活・介護支援サポーター等が集まって、地区単位で情報共有会議を開催し、活動中に気づいたことや対応策について話し合っています。この会議で出た課題から新しい社会資源が生まれることもあります。

活動者の想い

この活動をずっと続けていきたいです。福祉協力員は年齢制限がなく、現在は60歳〜80歳の方が活動していますが、若い人の参加を期待しています。

福祉協力員の数を増やし、地域の活動に携わっていただきたいです。そして、新しく移り住む方もコミュニティの中でつながり合い、支え合っていけるように、地域の良いところを大切にしつつ、その時代に合った地域の人々の幸せに貢献したいと考えています。



豊田一色地区 福祉協力員
吉原さん

福祉協力員養成講座の様子



情報共有会議の様子

「働き方改革」として長時間労働の是正や多様な働き方が求められる中、三重県内の福祉の現場においても、働きやすい職場環境づくりに向けて人材育成や環境改善など様々な取り組みがなされています。本連載では、そのような取り組みを行っている福祉施設（法人）を紹介します。

● 第3回 社会福祉法人 洗心福祉会 ●

取り組み宣言 職員一人ひとりがキャリアを積み、それが評価される、
やりがいのある職場づくりを目指します。

社会福祉法人 洗心福祉会では、独自の人事評価制度を構築することで、職員一人ひとりがやりがいを実感し、キャリアアップも含めて積極的にサポートできる職場づくりを進めています。今回は同法人本部人事課採用グループ上級リーダーの川口敦央さんにお話を伺いました。

ふくしの職場 取り組み宣言

きっかけ

1, 200名を超える大きな法人としての組織づくりが求められる中、職員のキャリアアップにおいては明確な基準がなく、管理職の感覚的な基準で決定される状況がありました。職員にとっても目標を定めることが難しい状況があり、新たな指標が必要となりました。そこで、2年間人事評価の在り方について検討を重ね、平成28年の4月に人事評価制度を構築し、法人が職員に求める期待値や評価方法の確立を行いました。

法人の人事評価制度とは？

職員が評価されて昇給や昇格につながることも大事なことです。この制度は部下のやる気を起こさせ、次につなげていくことに注力しました。これまで各上司によって評価の仕方が異なることもありましたが、等級制として7つの項目を示し、それぞれの立場で求められる役割を明確化させました。このような仕組みをつくることで、客観的

に職員の頑張りが評価され、モチベーションアップや自己研鑽を後押しする公平性を持ったものができたのではないかと思います。

また、年に3回（期首、期中、期末）ほど職員面談を実施し、悩みの共有やアドバイス、目標の確認などを行い、職員が適正に評価され、頑張れる環境を整えています。

制度導入後の変化

この制度を導入することによって、職員の意識も変わってきています。特に、役職者は自分個人の能力だけでなく、チームで評価されるため、サー

ビス全体の質を上げるために部下を一生懸命指導するようになり、部下にやる気を起こさせるために一人ひとりに合った指導や接し方を考えるようになってきています。

また、評価の一つとして資格取得があるため、キャリアアップのために講座を開いたり、各事業所に教育係を置いて資格取得を事業所としてサポートしています。それが職員のスキルアップやモチベー

ションにもつながっていると感じています。

今後について

制度を導入してからこれまで評価者向けの研修会を定期的に開き、評価方法の確認等を行ってきましたが、今後とも根気強く継続していきたいと考えています。また、この制度自体もその時々職員の状況（異動・育休等からの復帰、外国人材など）も踏まえて、職員一人ひとりを大切に誰にとってもわかりやすく、より法人に合ったものにできるよう努めてまいります。

上司との面談の様子▶



◀ 人事評価制度の勉強会を定期的に開催

法人名 社会福祉法人 洗心福祉会
本部住所 〒514-0831 三重県津市本町 26 番地 13 号
ホームページ <http://www.sensin.or.jp>

こちらのQRコードからご覧いただけます



information

「令和元年台風第19号災害義援金」を受け付けています

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施しています。

1. 受付期間

令和元年10月16日(水)から同年12月30日(月)まで
(※被災地の状況に応じて、期間を延長する場合があります。)

2. 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	-	00130-0-421020	中央共同募金会 令和元年台風第19号災害義援金
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162529	(福)中央共同募金会 災害義援金口
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126781	(福)中央共同募金会

※ゆうちょ銀行 同行各店舗・郵便局の貯金窓口からの払込書による送金手数料は無料
※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びA.T.Mからの振込手数料は無料
※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行の本支店間の窓口及びA.T.Mからの振込手数料は無料

3. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に募集要綱を添えてご提出ください。

三重県共同募金会や市町共同募金委員会においても、窓口を設置し受け付けています。

三重とこわか国体・三重とこわか大会 ボランティア募集！

三重とこわか国体(第76回国民体育大会)

2021年9月25日(土)～10月5日(火)

三重とこわか大会(第21回全国障害者スポーツ大会)

2021年10月23日(土)～10月25日(月)

活動内容・活動日・応募要件・申込方法など、詳細については、「三重とこわか国体・三重とこわか大会」ホームページまたは下記問合せ先にお問い合わせください。

●運営ボランティア(会場整理、会場美化など) 約3,700人募集

●情報支援ボランティア(手話・筆談、要約筆記) 600人募集

●移動支援ボランティア 100人募集

申込受付

令和元年10月25日(金)～(募集人数に達した場合は受付終了)

お問い合わせ先

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局

運営ボランティアについて

三重県国体・全国障害者スポーツ大会局 総務企画課

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891 三重県合同ビル4階

電話：059-224-2908 メール：kokutai@pref.mie.lg.jp

情報支援・移動支援ボランティアについて

三重県国体・全国障害者スポーツ大会局 全国障害者スポーツ大会課

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891 三重県合同ビル4階

電話：059-224-2766 メール：sho-spo@pref.mie.lg.jp

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償！！

平成31年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入！！

保険金額

保険金の種類	プラン	Aプラン	Bプラン
死亡保険金		1,040万円	1,400万円
後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)
入院保険金日額		6,500円	10,000円
ケガの補償	手術 入院中の手術	65,000円	100,000円
	保険金 外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ	
	葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円(限度額)	
賠償責任	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)	

年間保険料(1名あたり)

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		350円	510円
天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増引適用

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社〉
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00～17:00(土日・祝日、12/31～1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30～17:30(12/29～1/3を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。



ありがとうメッセージ

心も一緒に届いています

熊野市社会福祉協議会（ライフイベントサポート事業） 平成 29 年度一般配分

冠婚葬祭や就職活動、成人式等において、生活困窮等を理由として必要とする正装が困難な者に対し、礼服や振袖等の衣装を貸与または支給しています。

最近では冠婚葬祭よりも就職活動における貸出の相談が多くあり、平成 30 年度までは寄付していただいたものを貸出し衣装としていました。しかし寄付いただいた衣装はサイズやスタイルに偏りがあり、マッチングが難しい状況でした。

今回、男女ともにノーマルスタイルかつ、3 サイズの衣装を購入させていただけたことで、スムーズなマッチングができるようになりそうです。ありがとうございました。



菰野町社会福祉協議会（福祉と健康のフェスティバル けやきフェスタ） 平成 29 年度一般配分

福祉・健康にかかわる関係諸団体やボランティアの方々と共に、住民の方々への啓発イベントとして開催。世代の違いや障がいの有無にかかわらず、誰もが一堂に集い、楽しい 1 日を過ごすことで、互いに関心を深め、理解を深め合う「ふれあいの場」です。

昭和 56 年よりスタートした「けやきフェスタ」は、令和元年で 37 回を迎えることができました。

皆様からの募金への温かいご支援のおかげで、来場される方、そして運営に携わるボランティア双方が笑顔で過ごせる、人と人とのつながりを実感できる素敵なイベントとして毎年開催することができております。皆様の温かいご理解、ご協力に心より感謝申し上げます。



発行人／井村 正勝

編集人／松本 利治・広報委員会

発行所／社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目 131

TEL：059-227-5145 FAX：059-227-6618

URL：http://www.miewel-1.com/ E-mail：info@miewel.or.jp

編集協力／株式会社アイリック